

# 宮城県中学校体育連盟 規約

## 第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は、宮城県中学校体育連盟と称し、事務局を会長が指定した学校におく。

## 第2章 目的および事業

第2条 本連盟は、宮城県内中学校における体育・スポーツ活動の健全なる普及発展を図るために必要な事業・研究・連絡等を行うことを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体育・スポーツ活動に関する振興及び研究調査。
- (2) 体育行事の開催。
- (3) 小学校・高等学校との体育・スポーツ活動に関する連絡。
- (4) その他、本連盟の目的達成に必要な事業。

## 第3章 組 織

第4条 本連盟は、宮城県内における郡・市・地区単位の中学校体育連盟をもって組織する。

## 第4章 役 員 ・ 評 議 員 ・ 理 事

第5条 本連盟に、次の役員を置く。

・会長 ・副会長 ・理事長 ・常任理事 ・監事

第6条 会長は、評議員会において選出し、本連盟を代表し、会務を統括する。

第7条 副会長は、評議員会において選出し、会長を補佐し、会長退任あるいは事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を行う。

第8条 理事長は、理事会において選出し、会務を執行する。

第9条 常任理事は、理事会で選出し、会務進行の補佐にあたる。

第10条 監事は、評議員会において選出し、会計を監査する。

第11条 評議員は、各単位連盟から2名（単位連盟会長他1名）を選出し、評議員会を構成する。

第12条 理事は、各単位連盟の理事長1名（但し、仙台市は若干名）とし、理事会を構成する。

第13条 事務局には、事務局長・庶務・会計を置き事務処理を行う。

第14条 本連盟に、顧問及び参与を置くことができる。

顧問は、県の校長会長及び連盟の会長であった者をあて、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。参与は、この連盟の理事長であった者をあて、会長の諮問に応じて会務の運営について意見を述べるができる。

第15条 役員任期は1年とし、重任を妨げない。補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

第16条 会議は、評議員会、理事会、副会長会とし必要により会長が招集する。

第17条 評議員会は、会長が招集し、構成員の過半数の出席により成立する。  
評議員会は、次の事項を審議し、議決には出席者の過半数の賛同を必要とする。

- (1) 予算および決算に関する事項。
- (2) 本連盟の事業に関する事項。
- (3) 規約改廃に関する事項
- (4) その他、重要事項。

第18条 理事会は、会長が招集し、会務の企画運営にあたる。

第19条 副会長会は、会長が招集し、評議員会を招集できない場合における緊急事項及び会務運営に関わる事項を審議する。

## 第6章 専門部

第20条 本連盟に専門部を設け、細部は別に定める。

第21条 特に必要な場合は、特別委員会を設置することができる。

## 第7章 会 計

第22条 本連盟の経費は、負担金並びに補助金、寄付金、その他をもってこれに充てる。負担金の金額は評議員会で決定する。

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 付 則

第24条 本規約は、昭和24年8月1日より施行する。

昭和31年	3月15日	一部改正	平成10年11月10日	一部改正
昭和36年	5月8日	一部改正	平成22年2月22日	一部改正
昭和37年	2月3日	一部改正	平成22年4月28日	一部改正
昭和44年	5月21日	一部改正	平成23年11月15日	一部改正
昭和46年	2月20日	一部改正		
昭和58年	5月18日	一部改正		
昭和60年	4月25日	一部改正		
平成7年	2月17日	一部改正		
平成8年	5月20日	一部改正		

# 専 門 部 細 則

- 第1条 この細則は、宮城県中学校体育連盟規約第18条に基づき定める。
- 第2条 下記の専門部会を置く。  
陸上競技，水泳，バスケットボール，サッカー，ハンドボール，軟式野球，体操，  
バレーボール，卓球，ソフトテニス，バドミントン，ソフトボール，柔道，剣道，  
相撲，スキー，スケート，弓道，研究，ホッケー
- 第3条 専門部会は、当該部の企画運営にあたり、さらに専門的事項について会長に対して意見を具申することができる。
- 第4条 専門部会に次の役員を置く。  
部会長1名，副部会長若干名，  
委員長1名，副委員長若干名，委員若干名
- 第5条 部会長および副部会長は、会長が委嘱する。
- 第6条 部会長は、専門部会を代表する。
- 第7条 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第8条 委員長および副委員長は、各専門部員の互選により選出し、部会長が委嘱し、会務を執行する。
- 第9条 委員は、郡・市・地区単位の体育連盟及び部会長の推薦により、それぞれ若干名ずつ選出する。
- 第10条 専門部会は、部会長が招集する。
- 第11条 役員任期は1年とし、重任を妨げない。
- 第12条 この細則は、評議員会の決議がなければ、変更することができない。
- 第13条 この細則は、昭和46年4月1日から施行する。

昭和53年 5月13日 一部改正  
昭和56年 2月18日 一部改正  
昭和61年 5月13日 一部改正  
平成 2年10月30日 一部改正  
平成 4年 5月18日 一部改正  
平成 6年11月11日 一部改正  
平成10年11月10日 一部改正  
平成20年 2月19日 一部改正

平成22年 4月28日 一部改正